

令和8年  
1月号

協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ

東京支部からのお知らせ



職場の皆様で  
回覧をお願いします

スマートフォンからも閲覧OK!

毎月20日頃更新中!

# 協会けんぽ Times

令和8年4月  
スタート!

## 協会けんぽの健診が変わります!

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者を対象に生活習慣病予防健診を実施していますが、より多くの皆様が健診を受けられるよう、令和8年4月から以下のとおり健診内容の拡充を行います。

### ①人間ドックに対する補助の実施

#### ● 健診の選択肢が増えます!

35歳以上の被保険者は、**協会けんぽの補助(25,000円)**を利用して人間ドックも受診することができるようになります。

### ②若年層を対象とした健診の実施

#### ● 健診の対象年齢が拡大します!

従来の35歳以上の被保険者に加え、新たに**20歳、25歳、30歳の被保険者**も生活習慣病予防健診の対象となります。なお、検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとします。

### ③生活習慣病予防健診の項目等の追加

#### ● 骨粗鬆症検診が検査項目に追加されます!

骨粗鬆症は高齢化に伴って増加傾向にあり、特に女性の発症リスクが高いとされています。そこで、**40歳以上の偶数年齢の女性**を対象に「骨粗鬆症検診」を実施します。

かくたんさいぼうしん

#### ● 喫痰細胞診が検査項目に追加されます!

喀痰細胞診とは、痰を採取してその中にがん細胞等が含まれてないか調べるもので、肺がんを発見するのに有効な検査の一つです。問診の結果、**50歳以上で喫煙指数(※)が600以上**の場合、希望者に対し「喀痰細胞診」を実施します。

※ 喫煙指数=1日の喫煙本数×喫煙年数

### 受診までの流れ 簡単3step

STEP  
1

確認

4月上旬に事業主様へ「生活習慣病予防健診のご案内」「健診対象者一覧(※1)」等をお送りします。

STEP  
2

予約

協会けんぽと契約している健診機関へ電話などで受診を予約。  
(※2)

STEP  
3

受診

当日は「マイナ保険証等(※3)」、「健診費用(自己負担分)」及び健診機関から送付される「問診票・検査容器」等をお忘れなく。

(※1)「健診対象者一覧」は申込書ではないため、協会けんぽへのご提出は不要です。

(※2)予約の際は、お手元に資格情報(記号・番号等)が確認できる書類をご準備ください。

(※3)受診当日は以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。

①マイナ保険証によるオンライン資格確認 ②マイナポータルの保険資格画面の提示 ③マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示 ④資格確認書



全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

# 退職後の健康保険について(ご案内)

74歳までの被保険者(ご本人様)が退職等で健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で次に加入する健康保険を選択し、加入のお手続きを行う必要があります。

退職後の健康保険には、主に「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの方法があります。

保険料等を比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。



## 退職後の健康保険(比較表)

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの区市町村 (国民健康保険担当課)	ご家族のお勤め先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"><li>退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。</li><li>退職日の翌日から20日以内にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部に申請書が到着すること。</li></ul>	お住まいの区市町村の 国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族が加入している 健康保険の扶養の条件を満たす必要がありま すので、ご家族の勤務先にお問い合わせくだ さい。
保険料	退職前に控除されていた保険料を <b>2倍</b> した額になります。 ※なお、上限があります	<ul style="list-style-type: none"><li>加入する世帯の人数や、前年の所得等によって決まります。</li><li>離職理由等により減免されることがあります。</li></ul>	保険料負担は ありません。

事業主様へ

### 協会けんぽの任意継続について

加入の条件、申請手続き等の詳細は  
こちらをご覧ください。

※令和8年1月13日から開始  
の電子申請もご利用いただけ  
ます。詳しくは協会けんぽホー  
ムページをご覧ください。



### 資格確認書の回収をお願いします

被保険者(ご本人様)がご退職された  
ときは、速やかに資格確認書(お持ちの方のみ)  
の回収をお願いします。

発行元



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階  
電話 03-6853-6111(代表)

協会けんぽ東京支部

LINE公式アカウント 友だち募集集中!

友だち 追加方法  
・右の二次元コードから読み取り  
・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索  
・ID「@kenpo\_tokyo」で検索

